

令和6年度

葛飾区任期付職員採用選考案内

(広報課広報担当係長(シティプロモーション担当))

令和6年11月
葛 飾 区

この採用選考は、葛飾区に勤務する任期付職員(広報課広報担当係長(シティプロモーション担当))の採用候補者を決定するために実施するものです。

任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項」の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件(勤務時間、休暇、服务等)については、原則として任期の定めのない職員と同様です。

1 募集職名、採用予定数、職務内容、受験資格

| | |
|-------------------|--|
| 募集職名(仮) (職務の級) | 広報課広報担当係長(シティプロモーション担当)(係長級) |
| 採用予定数 | 1名 |
| 職務内容 | 主に次に掲げる業務に従事させる。 (1) 「(仮称)葛飾区シティプロモーションサイト」の構築 (デザイン及びサイト構築は別途外注予定) (2) 魅力再発見・ブランドイメージの検討 (3) 今後のプロモーションの方向性の検討 (4) 職員の広報・プロモーションマインドの醸成および人材育成 (5) メディアリレーションの構築 |
| 受験資格 | 年齢を問わず、以下の条件をすべて満たしている者 (1) 日本国籍を有する者 (2) 大学卒業後、民間企業等において、下記①～③に掲げる実務経験 ^(※) が、そのいずれか若しくは <u>通算して10年以上の実務経験</u> があること。 ①シティプロモーションプロジェクトや地域ブランディングに関する実務経験 ②SNS運用・デジタルマーケティングに関する実務経験 ③地域活性化や観光業界に関する実務経験 (3) 上記(2)における実務経験のうち、 <u>プレスリリース作成・メディア対応の実務経験^(※)</u> が、 <u>5年以上</u> あること。 (4) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者に該当しない者 (5) 現に葛飾区の常勤職員でない者 ^(※) 週20時間以上従事した経験を対象とする |

2 採用予定日及び任期

(1) 採用予定日 令和7年4月1日以降

(2) 任期 令和10年3月31日までの3年間

※ 任期については、本人の同意を得て延長する場合があります。任期を延長する場合であっても、任用期間が採用の日から5年を超えることはありません。

3 選考内容

(1) 第一次選考


| | |
|------|--|
| 選考方法 | 書類選考 |
| 結果発表 | 令和6年12月下旬 ※ 可否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果を通知します。 |

(2) 第二次選考

| | |
|------|---|
| 選考方法 | 個別面接 |
| 実施日時 | 令和6年12月下旬 |
| 場 所 | 葛飾区内の施設 ※ 詳細は、第一次選考合格者に個別に通知します。 |
| 結果発表 | 令和7年1月上旬 ※ 可否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果を通知します。 |

※ 特別区人事委員会の承認を得てから正式採用となります。

4 受験申込手続き

| | |
|--------|--|
| 申込方法 | 【電子申請】 下記申込URL、またはQRコードにより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を入力し、下記申込期間中に申請してください。 |
| 申込フォーム | 申込URL (Logoフォーム) https://logoform.jp/f/sTWuZ  |
| 申込期間 | 令和6年11月18日(月) から 令和6年12月18日(水) 午後5時まで【期間内受信有効】 |
| 応募書類 | ① 採用選考申込書 ② 職務経歴書 ③ 提案式課題 ※ 各様式については上記の申込フォームからダウンロードしてください。 ※ <u>申込時にご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。</u> |

5 勤務条件等（令和6年11月1日現在）

（1）給与

給料は、葛飾区職員の給与に関する条例及び葛飾区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【例示】

40歳（大卒）の例

給与月額 約40万円（年収 約690万円）

50歳（大卒）の例

給与月額 約46万円（年収 約790万円）

※ 例示は採用日時点の年齢です。

※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ その他、通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当が規定に基づき支給されます（該当する場合のみ）。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

（2）勤務日等

① 勤務日 原則として月曜日から金曜日まで（祝日除く）

② 勤務時間 原則として8時30分から17時15分まで

③ 休暇 年間20日の年次有給休暇
その他夏季休暇、慶弔休暇等

（3）勤務場所

東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区総合庁舎内

※ 敷地内は禁煙

（4）服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されます。

6 その他

（1）受験資格がないことが判明した場合、または申込書類の記載事項等について虚偽があった場合には、選考の合格または採用を取り消します。

（2）受験資格にある、地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当しないものとは次のページのとおりです。

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

7 問合せ先

(1) 採用等に関すること

総務部人事課人事係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1（区役所内郵便局2階）

TEL 03-5654-8151

(2) 職務内容等に関すること

総務部広報課シティーセールス係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1（区役所内2階）

TEL 03-5654-8115